

「なはまぐろ上位ブランド」構築に向けた検証事業 業務委託仕様書

1. 業務名

「なはまぐろ上位ブランド」構築に向けた検証事業

2. 業務目的

令和4年度的那覇市水産業振興協議会において、消費促進のため「なはまぐろ」ブランドの強みを再認識するよう意見が出されたことから、令和4年度は事業者や市民へのブランド認識調査、事業環境の整理及び成功要因の分析等を行い、その結果、方向性として「地域ブランド」として市民等に広く愛されるブランドと「鮮度感」を軸に差別化する基準を新たに設けて「上位ブランド」を確立することで高付加価値化を目指す方向性が示された。

このことから、令和5年度に「なはまぐろ」の認知度向上及び消費拡大の取組に関する項目及び「上位ブランド」確立に関する項目から構成される「なはまぐろ」ブランド戦略（以下「戦略」という。）を策定した。戦略の中においても重点的に取り組むべき「上位ブランド」については、新たな試みとして実施することから、中長期的に計画を立てながらブランドを構築する必要がある。

そこで、戦略により立案された検証事業に着手するため、なはまぐろブランド協議会準備チームを立ち上げ、上位ブランド基準（案）の確認及び妥当性、認証・運営体制（案）の実現性を確認するため、漁業者や仲卸事業者、販売者等の上位ブランド構築に向けた事業者等と連携して、付加価値の高いマグロとして上位ブランド構築までの一連フローの検証を行い、「なはまぐろ」上位ブランドの構築による本格的な運用の足掛かりとする。

これら上位ブランドの構築が漁業者の所得向上、水産関係団体の収益向上、ひいては本市水産業の振興発展に寄与するものである。

3. 委託期間

契約日の翌日から令和7年3月14日まで

4. 業務内容

以下の業務を実施する。

(1) 検証事業計画策定

「なはまぐろ」ブランド戦略で策定した検証事業計画（案）をより具体化し、上位ブランド構築に向けた検証事業計画を策定すること。

(2) 「なはまぐろブランド協議会設立準備チーム」の立ち上げ及び運営管理、検証業務

なはまぐろブランド協議会設立準備チーム（以下「設立準備チーム」という。）は、泊魚市場のセリ人（那覇地区漁業協同組合）、売り手（沖縄県近海鮪漁業協同組合）、買い手（泊魚市場買受人協同組合及び沖縄鮮魚卸売流通協同組合）から、その道のプロフェッショナルを選任する。それに本市を加えて、設立準備チームを立ち上げる。また、プロ検査員の選任も行った上で、事業期間中の運営管理及び検証業務を行うこと。（次ページの「検証業務（案）」はイメージを示すものであり、本項目の目的を達成することが出来るのであれば、その内容について必要な部分を変更し、提案することも可能。）

【検証業務（案）】

検証	支援業務	実施主体	回数等	費用
① 設立準備チームの立ち上げ及び運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・上位ブランド基準案策定のための会議開催（ブランドコンセプト、取扱ルール、魚種部位ごとの想定価格の設定等） ・試食による基準案の確認、ブラッシュアップのための会議開催 	設立準備チーム	・試食確認 4 回程度	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員に対する報酬（市職員を除く） ・試食用マグロの購入費用（部位） ・その他事務経費
	<ul style="list-style-type: none"> ・検証業務の進捗確認のための会議開催 ・基準確定のための会議開催 		・進捗確認等 6 回程度	
② セリ実施手法の整理及び運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・セリ場での選別手法の整理に向けての支援 ・記録簿の作成（セリ人） 	那覇地区漁協（セリ人）	<ul style="list-style-type: none"> ・選別業務スタート時 3 回程度 ・選別業務支援時以降はセリ人による自走 	<ul style="list-style-type: none"> ・陳列用備品・消耗品（発砲スチロール、氷等） ・その他事務経費
③ 検査手法の整理及び運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・検査手法の確立に向けた支援 ・検査シートの作成 ・検査記録簿の作成 ・認定証の作成 ・認定シール等の作成 ・検査業務実施に対する報酬支払 	検査員（セリ人、仲買人）	<ul style="list-style-type: none"> ・基準の確立に向けた支援 4 回程度 ・報酬の支払い 6 月以降は月 1 回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準の確立時の報酬 1 回あたり 1,000 円程度×4 人×4 回 ・検査実施時の報酬 1 回あたり 1,000 円程度×2 人（交代で）×月 20 回×8 月
④ 仲買人からの意見聴取等	<ul style="list-style-type: none"> ・認定したマグロの品質についてのヒアリング ・アンケートの回収及びまとめ、分析等 ・意見聴取した結果を整理し設立準備チーム会議で報告 	・認定マグロ購入仲買人	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング検証業務開始後月 2 回程度 ・アンケート回収は月 1 回程度（7 月～9 月） 	・その他事務経費
⑤ 外部有識者（料理人、バイヤー等）への試食提供及び意見聴取等	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質の食材を取扱う外部有識者への試食提供及び意見聴取（又はアンケート）の実施 ・意見聴取した結果（又はアンケート）の回収及びまとめ、分析）を整理し設立準備チーム会議で報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本料理店、寿司屋、ホテル、デパート等 1 回 10 か所程度 ※当該料理人等については、市との協議を踏まえ決定する。 	・月 2 回程度（10 月～2 月）	<ul style="list-style-type: none"> ・試食用マグロの購入費用（部位） ・対象店舗への配送費用 ・その他事務経費

(3) 説明会等業務

(2) にかかるセリ人や料理人等に対し、検証事業の概要や上位ブランド構築による効果等に関する説明を実施し、当該検証の理解を得ること。

(4) 検証業務の報告

上記 (1) から (3) の検証業務についての報告資料の作成

(5) 事務管理業務

①実施計画の策定

業務実施方針及び業務内容、事業スケジュール、業務責任体制等を示した実施計画を策定すること。

②業務責任体制の明確化等

本事業の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制を示すこと。本事業の期間中は、専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を配置すること。

なお、業務責任体制に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

③会議の開催

業務進捗状況の定期報告（月 1 回以上）、必要に応じて協議を目的とした会議を適宜開催すること。

④許認可手続

本事業の実施に必要な法令や条例等の規定に基づく申請や許認可手続きは、原則として受託事業者が行うこと。

⑤資料等の整備と保存

本事業で使用した資料等を整理し保存すること。

⑥業務完了報告

本事業が完了したときは、本市の確認を経て、次の成果物を速やかに提出すること。

・実施計画書（紙 1 部及び電子データ 1 式）

※本計画書は、契約時に提出するが、修正があった場合は適宜提出すること。

・業務完了報告書（紙 1 部及び電子データ 1 式）

⑦リスク管理

想定されるリスクを抽出し、これの適切な管理及び対応を行うこと。

5 令和 6 年度の業務スケジュール（案）

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検証事業計画策定	●									
① ブランド協議会設立準備チームの立ち上げ及び運営管理 ・上位ブランド基準案策定	●	●								
① ブランド協議会設立準備チームの立ち上げ及び運営管理 ・意見聴取等の報告及び確認			●	●	●	●	●	●	●	●
② セリ実施手法の整理及び運営支援		●	●	●						
③ 検査手法の整理及び運営支援		●	●	●	●	●	●	●	●	
④ 仲買人からの意見聴取等		●	●	●						
⑤ 外部有識者（料理人、バイヤー等）への試食提供及び意見聴取					●	●	●	●	●	
業務進捗会議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
業務完了報告										●

6 業務実施における留意事項

(1) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

(2) 経費対象

本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は委託の請負契約金額に含む。また、経費支出に係る帳票等（見積書、契約書、納品書、請求書等）は、本市からの照会対応として契約期間終了後5年間は整理保存すること。

(3) 契約不適合責任等

本市に引き渡した報告書等の成果物の内容についての不適合（不備）が認められる場合において、引き渡しを受けた後1年以内にその旨を通知したときは、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(4) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載の無い事項であっても、その他の甲が必要と認める業務、または社会一般に実施される業務項目は、本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときは、受託者は本市と協議することが出来る。

(5) 業務成果の帰属等

① 知的財産権等の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、原則として那覇市へ帰属する。

② 著作権や知的財産権等の処理

第三者の著作権や知的財産権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、那覇市は責任を負わない。

(6) 双方協議

本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議の上決定する。

以上